

# 加賀市立学校施設の在り方に関する検討会議設置要綱

令和8年6月8日

教育委員会告示第10号

(設置)

第1条 教育活動の質を向上させることを目的とし、加賀市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「小中学校等」という。)の学校施設における課題を構造化し、議論を深め、学校施設の在り方、配置等についての方向性を定めるため、加賀市附属機関設置条例(令和4年加賀市条例第1号)第2条第1項及び別表第1項の規定に基づき、加賀市立学校施設の在り方に関する検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育活動の質の向上に関すること。
- (2) 教育ビジョンに沿った学校施設の在り方に関すること。
- (3) 現在の学校施設の課題の構造化に関すること。
- (4) 実現可能な解決方法(手法)の検討に関すること。
- (5) 学校規模別の効果と課題に関する調査結果の整理及び検証に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の在り方、配置等に必要な事項に関すること。

(組織体制)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校等の児童生徒の保護者を代表する者
- (3) 小中学校等の教職員を代表する者
- (4) 小中学校等の地域住民を代表する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務の完了の日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 検討会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の検討会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、検討会議の議長となる。
- 3 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 検討会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 検討会議は公開とする。ただし、委員の申し出があるときは検討会議に諮り、非公開とすることができる。
- 7 検討会議の会議録は、検討会議の承認を得て公開するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育委員会への報告)

第8条 検討会議は、第2条に規定する所掌事務の調査及び検討結果を踏まえ、その結果概要についてとりまとめ、教育委員会へ報告する。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育総務担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示で定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。